

(平成26年4月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は22万4,000円、同年12月3日は7万6,000円、16年7月26日は10万9,000円、同年12月7日は16万7,000円、17年7月7日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人名義の金融機関の「普通預金元帳」により確認できる賞与の振込

額、B町が提供した申立人に係る「町県民税所得課税証明書」（平成15年分、16年分及び17年分）、C税務署が提供した申立人のA社に係る「給与所得の源泉徴収票」（15年分、16年分及び17年分）及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が同社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「普通預金元帳」、複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月23日は22万4,000円、同年12月3日は7万6,000円、16年7月26日は10万9,000円、同年12月7日は16万7,000円、17年7月7日は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 29 日から 5 年 1 月 1 日まで

私は、平成 4 年 12 月 31 日に A 事業所を退職したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私が所持している平成 5 年 1 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が給与から控除されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所を平成 4 年 12 月 31 日に退職し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 5 年 1 月 1 日であると申し立てしているところ、申立人が所持する同年 1 月の給与明細書及び同事業所の回答により、給与から 4 年 12 月分の厚生年金保険料が控除されていたことは認められる。

また、A 事業所の回答及び前述の給与明細書により、当該給与明細書に記載されている給与支給額は、平成 4 年 12 月 21 日から 5 年 1 月 20 日までの給与計算期間における勤務に対するものと推認できる。

しかしながら、A 事業所における雇用保険の被保険者記録により確認できる申立人の離職日及び申立人が所持する「平成 5 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記載されている退職年月日は、いずれも平成 4 年 12 月 28 日となっている上、企業年金連合会が保管する厚生年金基金の加入員記録によると、申立人の同事業所における厚生年金基金加入員資格の喪失日は同年 12 月 29 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により申立期間において A 事業所に係る厚生年金保

険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態等に関する供述を得られず、このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立期間の勤務に対する給与が含まれているとまでは考えられず、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

一方、厚生年金保険法第19条第1項の規定において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされているとともに、同法第14条の規定において、被保険者資格の喪失時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成5年1月1日であるとは認められず、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成4年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、申立期間について、申立人はA事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 5131

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 7 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 7 月  
⑥ 平成 18 年 7 月

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社B支店のC業務担当者は、「A社では、社会保険に加入する正社員に係る給与計算は本社で行っていたので、私は直接担当していないが、従業員に支給される給与及び賞与は必ず金融機関の口座に振り込まれ、現金を手渡しで支給することは無かったと認識している。」と供述している上、オンライン記録により申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「給与及び賞与は全て金融機関振込みで受け取った。」と供述している。

しかしながら、金融機関が提供した申立人名義の「取引明細表」では、申立期間及びその前後において、給与が振り込まれたことは確認できるものの、賞与が振り込まれたことをうかがわせる記録は確認できない。

また、A社が加入していたD健康保険組合は、「申立期間における賞与支払届の届出が無いため、標準賞与額の記録は確認できない。」と回答してい

る。

さらに、A社が加入していたE厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額については、届出の事実を確認することができない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5132

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 23 日から 48 年 2 月 7 日まで

私は、昭和 45 年 8 月から A 県 B 市 C 町に所在していた D 事業所（後の、E 社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 48 年 2 月 7 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した D 事業所が昭和 47 年 12 月 25 日付けで交付した辞令並びに同事業所に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により 48 年 2 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚及び元事業主の妻の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同日より前から同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の元事業主の妻は、「D 事業所は、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、同保険に加入したのは昭和 48 年 2 月であった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 48 年 2 月 7 日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において D 事業所から交付されたものとして 14 か月分の給料支払明細書を提出しているものの、そのうち支給年月が確認できる 4 か月分は、申立期間内において発行されたものと認められるが、その内容を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、前述の給料支払明細書のうち、支給年月が確認できない 10 か月分は、記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が 18 万円

であると推認できるところ、被保険者名簿により申立人の申立期間直後の標準報酬月額が 11 万 8,000 円であって、申立人の標準報酬月額が 18 万円となるのは昭和 49 年以降と確認できることから判断すると、当該明細書は申立期間に係る給料支払明細書ではないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。